

静岡県告示第541号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25の規定に基づき告示する。

令和4年7月29日

静岡県知事 川 勝 平 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
株式会社駿河	焼津市柳新屋 747番地の1	放課後等デイサービスするが	焼津市柳新屋 747番地の1	令和4年7月1日	放課後等デイサービス	特定なし
株式会社クーキーズ	富士市今泉 1873番地の5	多機能型事業所 Kids Care te+te	富士市緑町8-8 信和ビルⅡ 1階	令和4年7月1日	児童発達支援、放課後等デイサービス	特定なし
合同会社P.P. Corporation	富士宮市富士見ヶ丘357番地の26	ひとつ。	富士宮市東町12-15	令和4年7月1日	児童発達支援	特定なし